

三宅町建設工事等の入札執行要領

(趣旨)

第1条 三宅町において執行する建設工事等の入札については、規則その他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(入札通知)

第2条 町長(以下「入札執行者」という。)は、入札参加業者(以下「入札者」という。)に対し入札通知書(第1号様式)又は、入札通知書【総合評価落札方式】(第1号様式総合評価)に入札心得書(第2号様式)、入札者心得(第3号様式)を添えて入札の通知をするものとする。

2 前項の通知をするときは、次による見積期間を設けなければならない。この期間については、原則として土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始の休暇(12月29日から1月3日)を除いた期間とする。ただし、やむを得ない事情があるときは(2)及び(3)についてはその期間を5日以内に限り短縮することができる。

(1) 工事一件の請負対象設計金額が500万円未満の工事については1日以上

(2) 工事一件の請負対象設計金額が500万円以上5,000万円未満の工事については10日以上

(3) 工事一件の請負対象設計金額が5,000万円以上の工事については15日以上

(仕様書の閲覧等)

第3条 入札者の閲覧に供する仕様書(図面を含む。以下同じ。)の作成及び閲覧については、次によるものとする。

(1) 仕様書はその工事の設計単価、その他閲覧に供することを不相当とする事項を除き作成すること。

(2) 仕様書を閲覧させるときは入札通知書の提出を求め、閲覧が終わったときは確認のうえ、これを返却せしめること。

(3) 仕様書の閲覧は所定の日時に所定の場所において行わせること。ただし、必要と認めるときはその閲覧にかえ、仕様書を貸し出すことができる。この仕様書は入札執行までに返却させること。

(4) 仕様書の内容を記録した電磁的記録を町ホームページに掲載する方法により、仕様書の閲覧にかえることができる。ただし、その場合は入札時に入札通知書の提出を求めるものとする。

(現場説明)

第4条 入札に付そうとする工事の内容等により、必要があると認める場合は現場説明を行うものとする。

(予定価格及び最低制限価格)

第5条 予定価格、入札書比較価格、最低制限価格及び最低制限比較価格(以下「価格等」という。)を設ける建設工事等の場合は、工事担当部局長が予定価格調書(第4号様式)に記入し、入札執行時まで適切な方法により保管するものとする。ただし、価格等を事前公表する場合はこの限りではなく、三宅町建設工事入札及び契約等情報公表実施要領(平成13年7月三宅町要領第3号)に基づき公表を行うものとする。

2 最低制限価格は、三宅町建設工事最低制限価格取扱要領(平成21年8月三宅町要領第5号)、三宅町測量・建設コンサルタント業務等最低制限価格取扱要領(令和6年4月三宅町要領第14号)に基づき設定するものとする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は、三宅町契約規則（平成9年10月三宅町規則第8号）第20条に定めるとおりとする。なお、入札執行者は設計金額5,000万円以上の工事を対象に契約保証金を納付せしめるものとする。

(入札場所)

第7条 入札は、入札執行者が指定した場所において行い、入札事務主管部長（以下「入札担当者」という。）は入札室内を整備しておくものとする。

(入札者心得の掲示)

第8条 入札者に対する注意を促すため、入札者心得（第3号様式）を入札室に掲示しておく。

(入札時間の厳守)

第9条 入札担当者は、入札者に対し入札の時間を厳守せしめるものとする。

(入札者の確認)

第10条 入札者は原則として1業者1名とし、入札担当者は入札執行に先立ち入札者の出席の確認をすること。この場合、代理入札をする者については委任状を提出せしめること。

2 入札を辞退する者があるときは、入札辞退届（第6号様式）を提出せしめること。

3 入札者が1者の場合は入札を中止する。ただし、三宅町郵便入札実施要領（令和7年3月三宅町要領第3号）による郵便入札（以下「郵便入札」という。）に「」においてはこの限りではない。

(入札の執行宣言)

第11条 入札担当者は入札者の確認をした後、入札に付する工事の入札を執行する旨を宣言する。なお、最低制限価格を採用した工事の入札については、その旨を含めて宣言するものとする。

(入札室立入りの禁止)

第12条 入札担当者は、入札の執行宣言後においては、入札室への立ち入りを一切禁止するものとする。

(工事内容の指示)

第13条 入札担当者は、特に必要と認める場合に限り、入札執行宣言後、入札書の提出前に仕様書に記載の特記事項及び入札条件となる事項を指示し、質問の有無を確かめ工事内容に疑義のないようにするものとする。

(入札についての注意事項)

第14条 入札者は、封書の表に「入札書」と明記し、あわせて工事名、工事番号及び工事場所並びに入札者住所氏名を記入し厳封のうえ封印すること。

2 すでに提出した入札書の引き替え、変更又は取り消すことはできない。

3 次の各号に定める入札は無効とする。

- (1) 工事名、工事番号及び工事場所の誤脱のある入札。
- (2) 入札者の氏名若しくは印影が不明瞭な入札。
- (3) 入札者の記名押印の無い入札。
- (4) 入札金額の訂正若しくは判読しがたいと認められる入札。

4 次の各号に定める者は失格とする。

- (1) 最低制限価格を採用した工事の入札において、最低制限価格未満の入札をした者。
- (2) 予定価格を入札執行前に公表した工事の入札において、最低制限比較価格未満または入札書比較価格を超える金額の入札をした者。

(3) 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為、談合等の不正行為、係員の指示に従わない等、入札室の秩序を乱した者。

5 入札辞退届の提出又は、辞退の意思表示なくして入札に参加しなかった者は一定期間の指名除外とし、開始日、期間は三宅町建設工事請負業者選定審査会にて決定する。

(入札書の提出)

第15条 入札書は、入札者自ら提出せしめるものとする

2 郵送による入札書の提出は原則として認めない。ただし、入札執行者が特に必要があると認めた場合又は郵便入札における場合はこの限りではない。

(開札)

第16条 入札担当者は、入札書の提出を確認後直ちに入札者の面前において、開札を行うものとする。

2 開札は、開札事務従事者のうち1名が入札者の氏名及び入札金額を読み、他の1名はこれを開札録に記入するものとする。なお、次に交代して記入事項を再確認するものとする。

3 郵便入札においては第1項の入札者を立会人と読み替える。

(落札者の決定)

第17条 入札担当者は、次により落札者を決定する。

(1) 予定価格調書は、開札が終わるまで開披しないこと。ただし、価格等を事前に公表した場合はこの限りではない。

(2) 落札者は、最低制限比較価格以上で、入札書比較価格以内で最低の価格をもって入札した者とする。

(3) 落札者となるべき者がある場合は、直ちに落札者を決定し、落札者及び落札金額を入札者に発表し、入札の終了を宣言すること。

(4) 郵便入札においては前号の入札者を立会人と読み替える。

(「くじ」による落札者の決定)

第18条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札者に対し、最初に「落札者を決定する「くじ」を引く順序を決定する「くじ」を引かせ、その結果により「落札者を決定する「くじ」を引かせて、落札者を決定するものとする。総合評価落札方式による入札の場合は、「落札候補者を決定する「くじ」を引く順序を決定する「くじ」を引かせ、その結果により「落札候補者を決定する「くじ」を引かせて、落札候補者の順番を決定するものとする。

2 前記の場合において、当該入札者のうち「くじ」を引かない者があるときは入札事務に関係のない町職員に「くじ」を引かせるものとする。

3 郵便入札においては、三宅町郵便入札実施要領に従い落札者を決定するものとする。

(再度入札)

第19条 入札価格のすべてが入札書比較価格を超えた場合は再度入札を執行する旨宣言し、引き続いて再度入札を行うものとする。なお、入札価格及び入札者の発表は行わない。

2 最低制限価格を採用した場合の再度入札資格者は、最低制限比較価格をこえた価格で入札した者とする。この場合において、再度入札資格者が1名となった場合は、入札を打ち切るものとする。ただし、郵便入札においてはこの限りではない。

(無効入札をした者又は失格となった者の処置)

第20条 無効入札をした者、失格となった者は、再度入札をする資格がないものとする。

(入札執行回数)

第21条 入札執行回数は、2回を限度とする。ただし、予定価格を入札執行前に公表した工

事の入札は、1回を限度とし、再度入札は行わない。

2 前記により落札者となるべき者がいないときは、入札の打ち切りを宣言し、入札執行者にその旨を報告し指示をうけるものとする。

(入札結果の公表)

第22条 入札執行者は、三宅町建設工事入札及び契約等情報公表実施要領に基づき入札結果の公表を行うものとする。

(工事内訳書の提出)

第23条 第1回の入札に際し、工事内訳書(第5号様式)の提出を求めるものとし、再度入札で落札者が決定した場合、落札者は見積根拠資料として契約締結時に工事内訳書を提出しなければならない。

(準用)

第24条 第2条から第22条までの規定は、測量、調査、設計等の業務委託、役務の提供、賃借及び物品購入等の場合に準用する。ただし、役務の提供、賃借及び物品購入等については、第5条第2項、第14条第10項は対象としない。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月17日から施行する。

入札通知書

年 月 日

様

三宅町長

下記の工事（業務）について、指名競争入札を執行しますので通知します。

記

工事（業務）番号	第	号	場 所	磯城郡三宅町大字	地内
工事（業務）名					

1 入札年月日 年 月 日 時 分

2 入札場所

3 仕様書閲覧日

4 仕様書閲覧場所

5 仕様書閲覧日及び入札日に本通知書を持参すること。
（仕様書がホームページ等で公表された場合は入札日とする。）

6 入札に参加できないときは、入札開始前までに申し出ること。
なお、入札者が1者の場合は入札を中止する。

7 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

※入札担当者記載欄

仕様書閲覧確認者

氏 名

印

入札通知書
【総合評価落札方式】

年 月 日

様

三宅町長

下記の工事について、指名競争入札（総合評価落札方式）を執行しますので
通知します。

記

1. 入札に付する工事

工事名	工事
工事番号	第 号
工事場所	磯城郡三宅町大字 地内

2. 入札の日時及び場所

日 時 年 月 日 () 時 分
場 所

3. 仕様書の閲覧日時及び場所

日 時
場 所

4. 消費税について

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5. 総合評価に関する事項

ア 落札者の決定方法

この工事は、三宅町建設工事総合評価落札方式（簡易型）試行要領に基づき実施します。

作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

技術提案書は技術提案書等提出書（様式1）により作成して下さい。詳細は入札説明書によります。

7. 落札者の決定方法等

予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内であり、5に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札者とします。ただし、落札者の決定については、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定により、一時保留し、学識経験者の意見聴取及び総合評価審査委員会の議を経て、落札者を決定します。落札者の決定後、入札参加者に対し、郵送により入札結果を通知します。

8. 仕様書閲覧日及び入札日に本通知書を持参すること。

（仕様書がホームページ等で公表された場合は入札日とする。）

9. 入札に参加できないときは、入札開始前までに申し出ること。

なお、入札者が1者の場合は入札を中止する。

※入札担当者記載欄

仕様書閲覧確認者

氏 名

印

入札心得書

工事（業務）名

入札及び契約条件は、下記の通りとする。

記

- 1 入札については、政令で定めるもののほか、三宅町建設工事等の入札執行要領に基づくものとする。
- 2 着工期日 年 月 日
完成期日 年 月 日
- 3 入札保証金
- 4 契約保証金
- 5 支払条件 前払金 可・不可 部分払 回まで
- 6 最低制限価格 有 ・ 無
- 7 入札回数 2回（ただし、予定価格を入札執行前に公表した場合は1回）
- 8 備 考

入札者心得

1. 入札者（その代理人を含む。以下同じ。）は、入札時間を厳守しなければならない。
2. 入札室においては、静粛にしなければならない。
3. 入札者以外の者は、入札室に立ち入ってはならない。
4. 入札者が入札しようとする場合は、係員に入札通知書を提示すること。また、代理人の場合は、その委任状を提出しなければならない。
5. すでに提出した入札書の引き替え、変更又は取消は認めない。
6. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
7. 入札者は、入札執行の完了に至るまではいつでも入札を辞退することができる。
また、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等などについて不利益な取り扱いを受けるものではない。
8. 次の各号に該当する入札は、無効又は失格とする。
 - (1) 入札書に記名押印を欠く入札
 - (2) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
 - (3) 同一入札者がなした2以上の入札
 - (4) 入札金額の訂正した入札、若しくは判読しがたいと認められる入札
 - (5) 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
 - (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
 - (7) 係員の指示に従わない等、入札室の秩序を乱した者の入札
 - (8) その他、入札条件に違反した入札
9. 落札価格は、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額である。

第4号様式（第5条関係）

予 定 価 格 調 書	
年 度	年 度
事 業 名	
工 事（業 務）名	
工 事（業 務）番 号	第 号
工 事（業 務）場 所	磯城郡三宅町大字 地内
請負対象設計金額	金 円（消費税含む）
予 定 価 格	金 円（消費税含む）
入札書比較価格	金 円（消費税抜き）
最低制限価格	金 円（消費税含む）
最低制限比較価格	金 円（消費税抜き）
備 考	
<p>上記のとおり決定する。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">..... 印</p>	

第5号様式（第23条関係）

年 月 日

三宅町長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

印

工 事 内 訳 書

工 事 名

工事場所 磯城郡三宅町大字 地内

工 種 等	見 積 金 額
合 計（入札書記載金額）	

第6号様式（第10条第2項関係）

入札辞退届

件 名

上記について通知を受けましたが、都合により入札を辞退します。

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

三宅町長 様